

コンバージェンスの会計基準への影響

—— ドイツの事例を参考に ——

倉 田 幸 路

I はじめに

会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた動きは最近活発になっている。特に、2007年11月15日にアメリカ証券取引委員会 (SEC) は「外国企業のアメリカ投資者に対するディスクロージャーの一貫性を改善するために SEC は行動を起こす」(2007 235) と題するプレス・リリースを公表し、大きな波紋を投げかけている。そこでは、「……本日、委員会は、アメリカにおける外国民間発行企業による財務諸表は、国際会計基準審議会 (IASB) により公表された国際財務報告基準 (IFRS) を用いて作成される場合にのみ、U. S. GAAP への調整表なく受け入れるであろう、という規則の修正を承認した。この IASB が承認したバージョンを用いる要求の目的は、多くの国において異なって適用されている多様な基準としてではなく、同じグローバル・スタンダードとして IFRS の開発を促進することである。IFRS を一貫して適用することは、外国証券をもつアメリカ投資者に、よりよい比較可能性の点で助けとなるであろう。」として、外国民間企業に、IASB 版 IFRS により作成された財務諸表を調整表なく受け入れることを初めて認めたものである。ここでの論点は、EU のように EU が承認した IFRS は認めていないということであり、また、最終的に IFRS と U. S. GAAP が収斂するまでは、一時的に、アメリカの投資者にとって複数の会計基準が存在することになるという点で大きな改革であると思われる。さらに、アメリカは、アメリカ企業にも IASB 版 IFRS の適用を認めることを検討している。

このような大きな流れのなかで、本稿では、アメリカおよび EU における動向を概観し、EU 加盟国のうち特にドイツの動向および影響をみることにより、今後の問題点を明らかにしたい。

II アメリカおよびヨーロッパ連合 (EU) における近年のコンバージェンスの動向

1. アメリカにおける証券取引委員会 (SEC) および米国財務会計審議会 (FASB) の対応

(1) SEC の対応

SEC は2007年7月2日に提案された規則「アメリカ基準への調整表なしに IFRS に従って作成された外国民間企業の財務諸表の受入」([RELEASE NOS. 33 8818; File No. S7 13 07]) を公表し、外国私企業に IASB 版 IFRS に従って作成された財務諸表を受け入れる提案をした。また、続く8月7日(9月13日修正)に、「IFRS に準拠して財務諸表を作成することをアメリカ発行企業に認めるコンセプト・リリース」([RELEASE NOS. 33 8831; File No. S7 20 07]) を公表し、アメリカ企業にも IASB 版 IFRS の採用を認めるコンセプト・リリースを公表した。以下、本項では、SEC のこの対応をみることにしたい¹⁾。

提案された規則 (2007年7月2日)

「はじめに」のところで述べたように、先の7月2日付けの提案された規則は11月15日に決定しているが、まだ公式文書を手に入れないため、この7月2日バージョンをみることにしたい。

はじめに要約において、「委員会は、外国民間企業により、アメリカ合衆国で用いられる一般に認められた会計基準 (GAAP) への調整表なく、IASB により公表された IFRS に従って作成された財務諸表を受け入れることを提案する。……われわれはまた、証券法および証券取引法のもとで、他の規制、形式、規則を一致するように修正することを提案する。IASB によって公表された英語バージョン以外の IFRS を会計の基礎に用いる外国民間企業について、U. S. GAAP への調整表に関する現在の要求は変更しないであろう。」(1ページ) と述べて、外国の民間企業が、IASB 版の IFRS に従って作成された財務諸表のみを調整表なしに受け入れることを表明している。

このような提案をした背景として、この文書で指摘している点をまとめると次の点が挙げられる。

1 外国企業の負担の軽減

投資者は、発行企業が国内であろうと国外であろうと、同じタイプの基礎情報を要求すること、および外国証券を含む多様な証券に投資する機会に役立つ公的利害のバランスの上に、調整表を要求してきた。……しかし、国内の発行企業と同じ開示基準を満たすように外国企業に負担をかけることは、その証券をアメリカの市場に上場することを思いとどまらせることにな

1) 本項における提案された規則 (2007年7月2日) およびコンセプト・リリース (2007年8月7日 / 9月13日修正) からの引用・参照はページ数のみ示すこととする。

るであろう。もし、外国企業がアメリカにその証券を上場することを選ばなかったら、アメリカの投資者は投資する機会を奪われ、潜在的に外国の市場で外国の証券を買うことになるであろう。(12ページ)

2 IFRS の普及

IFRS の使用は世界中でますます普及している。現在およそ100カ国が IFRS の利用を要求あるいは許容し、多くの他の諸国は国内の基準を IFRS に取り替えている。EU は EU 規制市場に上場するおよそ7,000社に2005年より承認した IFRS を用いて報告することを要求している。(16ページ)

3 グローバルに受け入れられた一組の会計基準に関する過去の考察と IFRS を用いる容易さ
委員会は、投資者保護および公正で秩序ある効率的な市場の促進のために、適正な開示を保証する一方、国境を越えた資本形成を容易にする手段として、合衆国と他の諸国との会計および開示実務の相違を減少させることを長く主張してきた。(19ページ)

投資者を保護する一方で、相互に承認できるグローバルな会計原則の受入を促進し、規制の負担を減少させるうえで、委員会は、IAS によって要求される情報は、その情報が U. S. GAAP のもとで要求される情報と全く同じでないとしても投資者にとって適当であることを認識している。その1例がIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」である。(19~20ページ)

4 原則主義による会計システムの採用

2003年委員会のスタッフは、Sarbanes Oxley 法において議会より委任されたこととして、原則に基づく会計システムの採用に関する研究を作成した。この研究は、会計基準設定の最適なアプローチは、一貫して適用された概念フレームワークに基づき、単なるルールや原則ではなく、目的を明確に述べることであり、このことによる1つの便益は、U. S. GAAP と国際的な基準とのいっそう大きなコンバージェンスを容易にするであろう、と結論づけた。コンバージェンスのために目的に基づくアプローチをとることにより、基準設定者は、詳細なルールによるよりもより早く原則に基づいて合意に達することができるであろう。(22ページ)

5 高品質で互換可能な会計基準を達成するための作業計画を展開する FASB と IASB の努力

2002年12月、Norwalk 合意と呼ばれる協定メモ (a memorandum of understanding ; MoU) を公表した。これは、U. S. 会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの公約をはっきりとしたかたちにする重要なステップである。(24ページ)

このように5つの背景を挙げて、この間のアメリカとIASBの努力、および経済的背景によりつぎのような提案をしている。

「1組の高品質でグローバルに受け入れられた会計基準の利用を助長することは、発行企業にとって規制の負担やコストを減少させる一方、企業間の比較可能性を高め、アメリカ公的資本市場において投資者が外国企業への投資機会へのアクセスを増加することにより、投資者を

保護し、資本形成を促進することに役立つ。委員会は20年以上にわたって、グローバルで高品質な1組の会計原則を展開することを促進してきた。U. S. GAAPの調整表なくIASBにより公表されるIFRSに従って作成された財務諸表の受け入れは、この目標をさらに促進するものである。この受け入れによって、委員会は、投資者およびグローバルな資本市場の両者に係わることを証明するであろう。

1組のグローバルに認められた会計原則を達成するために、基準設定者、規制者、監査人、発行企業、投資者自身などの多くの関係者の貢献を必要とするであろう。IASBとFASBは、コンバージェンスを達成するために進行中の共同作業のための手続きを確立している。構造基盤は、企業がIFRSを一貫して忠実に適用することに導くように展開されている。われわれは、コンバージェンス、IFRSの適用、IASBとの作業に向けた前進を評価し続けるであろう。」(36~37ページ)

このように議論した結果、さきに述べたように、2007年11月15日に外国民間企業がIASB版IFRSに従って作成された財務諸表を調整表なしで受け入れることを決定している。

コンセプト・リリース (2007年8月7日 / 9月13日修正)

このコンセプト・リリースは、先に決定された外国企業にIASB版IFRSを認めることに続き、アメリカ企業にもIASB版IFRSの採用を認めることを提案したものである。これまで、唯一アメリカの基準しか認めず、他の基準で作成された財務諸表は調整表を要求してきたことから、大きな変換を示すものである。以下、このコンセプト・リリースにおいて提案されている背景およびアメリカ発行企業が、IFRSを実施するうえでの問題点について簡潔にみることにする。

SECは、「.....投資者保護を損なうことなく、異なる各国の会計基準から生じる規制上の障害を減少させるための決定的な目標として、相互に受入可能な国際的な会計基準を確立することを明白に支持してきた。」(4ページ)と述べて、これまでも相互に承認可能な国際的な会計基準の確立に努力してきたとしている。そして近年の状況について、「今、ほとんど100カ国が、上場会社の財務諸表の作成にIFRSの利用を要求する、あるいは認め、他の諸国も同じことをしようとしている。合衆国の外部におけるこのようなIFRSへの最近の傾向は、その財務諸表の脚注に、この財務諸表はIASBにより公表されたIFRSに従っていると表示される外国民間発行企業の当委員会への登録数は、2005年の少数から、2006年のおよそ110社へと増加する結果となっている。」(6ページ)と述べて、近年IFRSを採用している企業が劇的に増えていることを認識している。

このような状況のもとで、「委員会は、将来、アメリカ発行企業によりIASBによって公表されたIFRSに従って作成された財務諸表を受け入れることを要求する、ある市場関係者にインセンティブをもたらすであろう、少なくとも二つの市場の力を確認している。

第一に、ますます多くの司法権力が、IFRSへ移行しているので、ますます多くのアメリカ

以外の企業はその財務諸表を IFRS に従って報告することになる。ある産業部門あるいは市場における決定的に多数のアメリカ以外の企業が IFRS に従って報告するならば、この産業部門あるいは市場におけるアメリカ発行企業にとって、投資者がアメリカ発行企業の財務業績を競争者の業績とより効果的に比較できるようにするために、同じように IFRS に従って報告するというプレッシャーがあるであろう。

第二に、より多くの司法権力が、その地域の規制あるいは法定の上場目的のために IFRS に準拠して作成された財務諸表を受け入れるので、これらの司法権力に設置されるアメリカ発行企業の子会社は、その会計の基礎として、IFRS を用いてその地域の財務諸表を作成し、上場するであろう。もし、アメリカの発行企業が、このような方法で多くの子会社の報告を行うならば、これらのアメリカの発行企業 ほとんどが大きな多国籍企業 は、U. S. GAAPではなく IFRS を用いてその連結財務諸表を作成することでコストを低くすることができるであろう。」(12~13ページ) と述べて、多くの国が IFRS を採用している点、およびこのことから、アメリカの外国子会社も IFRS を採用しなければならない点から、アメリカ企業にも IFRS を認める選択肢を検討する必要があるとしている。

さらに、もしアメリカ企業に IFRS を認める場合、当然、「存続可能で効果的に機能する U. S. GAAP を支える経済基盤を形成する多くの要素がある。U. S. GAAP の場合も、これらの基礎は IFRS を存続可能で有効に機能するために適切でなければならない。」(28ページ) というように、きちんと適用していくためには多くの関連する経済基盤について検討が必要である。このような検討事項として、つぎの6点を挙げている。

1 教育と訓練

「アメリカ発行企業による IFRS の利用は、効果的な訓練と教育を必要とするであろう。アメリカ発行企業は、彼らとその監査人が完全に IFRS で訓練され、投資者とアナリストおよび格付会社などの財務諸表の他の利用者が IFRS を理解している場合にのみ IFRS を利用するようになるであろう。……したがって、すべての当事者は、IFRS に関して包括的に訓練することを引き受ける必要がある。……カレッジや大学は、そのカリキュラムに IFRS を含む必要がある。さらに、実質的に、統一公認会計士試験に IFRS を含むことは適当であろう。」(28~29ページ)

2 実務への適用

「投資者にとって効果的に財務諸表を提供するために、IFRS が実務において厳密に適用されることが重要である。」(30ページ) のは当然であるが、「アメリカ発行企業は、今日 IFRS で提出することをしていないので、アメリカ発行企業に IFRS で提出することを認めるうえで、IFRS がアメリカ発行企業により厳密に適用されるであろう程度を評価する直接の経験をもっていない。」(30ページ) ことを問題視している。

さらに、「IASB がいまだ特定の産業基準を開発していない、あるいは IFRS は異なる意見

を認めているごく限られた分野において、IFRS が認める多様さの水準は、外国民間発行企業の報告実務において明らかである。たとえば、IASB によって基準が欠如していると確認されている2つの分野、すなわち、保険契約と資源採掘活動がある。……さらに、IFRS 本体において、共同支配企業、資本再構成、組織再編、少数株主持分の取得や同様の取引についての会計処理に関して基準をもっていない。」(31ページ)と述べて、実際の適用に向けた問題を指摘している。

3 監査

「アメリカ発行企業によるIFRSの利用は、アメリカ発行企業の財務諸表を監査することおよびその内部統制の有効性に関する報告に従事する監査会社に影響を及ぼすであろう。IFRSの利用は、これらの会社がこの監査を行うために用いている品質統制システムと同様に、その会社の戦略的意思決定に影響を及ぼすであろう。」(32ページ)として、監査への影響を述べ、したがって、「戦略的観点から、監査法人は、IFRSに準拠して作成された財務諸表の監査が、完全に行われ、適切に監督されることを保証するために、初期のそして継続した投資を行うことが、経済的に望ましいかどうか決定する必要があるであろう。」(32ページ)と監査法人に要請している。

4 規制

「単一の世界的に認められた会計基準の見通しは、証券監督者はすべてその仕事を遂行するためにグローバルにではなく国内の権限を持っているという現実のなかで見出されなければならない。」(34ページ)と述べて、各国の主権により規制が行われているという現実を認識している。そして、「すべての人が会計基準を一貫してあるいは適切に適用しようとするわけではないので、証券監督者は、世界的にIFRSの適用を確認し、取り組むための経済基盤を開発する。証券監督者国際機構(IOSCO)から始まったこの経済基盤は、世界中で一貫した忠実なIFRSの適用を育ててきた。その仕事を通して、IOSCOはグローバルな金融市場においてIFRSの実行と一貫した適用を支え続けている。」(34ページ)というように、IOSCOの役割に期待している。

5 委員会の現在の要求の統合

IFRSを適用するうえで、運用上の考慮は、さきにみた外国企業への「提案された規則」を適用すればよいが、「しかし、アメリカ発行企業によるIFRSの適用は、追加的な問題を引き起こすであろう。」(36ページ)と述べて、さらに追加的問題があることを指摘している。

第一に、「IFRS財務諸表の潜在的受容に関連した一つの考察分野は、外国民間発行企業の定義を満たさない外国発行企業にいかん要求するかである。」(36ページ)という問題であり、二つの財務諸表を作成しなければならなくなる点である。つぎに、「他の考察分野は、規則SXに関連する。」(36ページ)として、現在アメリカ企業に適用される規則に関して、「……これらの要求は、貸借対照表や損益計算書に表示されるべき項目に関して、実質的に特異性の程

度を示している。IFRSは損益計算書の形式あるいは内容に関してなんら特定の慣行を示していない。」(37ページ)と述べて、規則S XとIFRSの表示上の相違に関して問題があるとしている。また、非財務情報について、「規則S Kは、委員会で行われる登録に際して非財務諸表部分に関する開示要求を含んでいる。」(38ページ)ので、もし、アメリカ企業がIFRSを採用した場合に、会計連続通帳(ASR)などのアメリカの他の詳細な規則を適用して会計報告を行わせるかどうか問題となる。

6 移行期間とタイミング

この問題に関して、「委員会はIASBにより公表されたIFRSに準拠して作成されたアメリカ発行企業による財務諸表の受け入れへ向けたなんらかの可能な道筋も、このようなステップの潜在的な時期も説明していない。むしろ、このコンセプト・リリースによって、もし委員会が、IASBにより公表されたIFRSに準拠した財務諸表を作成することをアメリカ企業に認めたとときに、適切な水準の受容と理解に達するために何が必要であるかを確認する情報を委員会は探している。アメリカの公的資本市場は、二つの会計基準のもとで作成された財務諸表が広く共存することを経験したこともないし、アメリカ発行企業のグループが、一組の会計基準のもとでの報告から他の報告へ変更したこともない。」(39~40ページ)と述べている。この点では、早急に認めるというのではなく、時間をかけて適用していくことになるであろう。

このようにみると、SECの提案は、最終的にはIFRSにコンバージェンスしていくとしても、多くの問題点があることも認識していると思われる。

(2) FASBの対応

このような状況のなかで、FASBは上記のコンセプト・リリースに対してコメント(FASB/FAF response to SEC releases, File No. S7 20 07, Nov. 7, 2007)を発表している。SECは政府の機関であり、FASBはSECの方針に従うしかないが、このコメントには、会計基準のコンバージェンスに対するFASBの考えがよく表れている。以下、FASBのいくつかの論点を検討することにした²⁾。

1 2つのGAAPシステムの問題点

「われわれは、U. S. GAAPとIFRSの選択を長期にわたり認めることは、投資者および財務情報の他の利用者に不必要な複雑さをもたらす2つのGAAPシステムになると信じている。選択を認めることは、われわれの報告システムの全般にわたり複雑さを加えることになる。」(2ページ)もし、アメリカの企業にもIFRSを認めることは、2つのGAAPシステムを認めることとなり、これまでU. S. GAAPのみ認めてきたことに対して、投資者の観点から問題

2) 本項におけるFASBのコンセプト・リリースに対するコメントからの引用・参照はページ数のみ示すこととする。

視している。

2 青写真の必要性

われわれと、SEC と他の利害関係者は、アメリカの公開企業を IFRS に移行するため移行計画あるいは「青写真」を共に開発してきた。すべてのアメリカ公開企業を IFRS に移行することは、複雑で長い期間かかる試みであろう。アメリカは、資本市場参加者および FASB 基準を用いる他の企業に対する混乱とコストを最小限にする、秩序ある IFRS への移行を提供する青写真を必要とする。

- ・青写真は、目標日あるいは暫定的な重要な段階に沿って IFRS への移行を完了する日を確認すべきである。
- ・青写真は、アメリカ公開企業が、IFRS へ移行する期間に改善すべきである IFRS の分野を確認すべきである。われわれは、このような改善を行う最善の方法は、IASB と FASB により共通の基準を継続して共同して開発することを通してなしうる、と信じている。

(2 ページ)

これまで、SEC とともに数年かけて IFRS を適用するための準備をしてきたが、今の SEC の提案はこれを無視するものであり、FASB としては、これまで議論してきた青写真にしたがって進めることの方がよいとする立場をとっている。

3 国際会計基準設定主体としての IASB の確立

SEC は、われわれが IASB をささえるために必要であると信じる変更を確認し、実行する、そして、IASB を高品質の国際会計基準を確立する独立した世界的な団体として保証するための国際的な共同作業を模索すべきである。

- ・手順は、十分に安定した資金とスタッフの水準をもつ IASB を準備し、それによって高品質の会計基準の独立した設定主体として持続可能性を保証するように確立すべきである。
- ・IFRS が IASB により公表されたあとでさまざまな司法権力がそれぞれの IFRS に適用される別の見解や承認プロセスを排除するための合意が必要である。このような事実が確定したあとの司法権力によるプロセスは、いくつかの司法権力により展開されている IFRS の地域変種により明らかであるように、1 組の高品質の国際会計基準の目的と矛盾している。

上記の 2 つの分野における推奨された変更が行われなければ、われわれは、アメリカ公開企業がわれわれの十分確立された財務報告システムから IFRS へ移行することから得られる便益は劇的に減少するであろう、と信じている。(2 ~ 3 ページ)

ここでは、IASB が独立した会計基準設定主体として機能するためには、もっと資金的にも人的にも充実させることが必要であり、他の国や機関が後から是認するようなことは避けるべきだと主張している。逆にいえば、今の IASB は高品質の会計基準を設定する主体としては不十分であり、また、EU が行っているような EU 版 IFRS の適用も痛烈に批判している、と

とることができる。

4 外国企業への調整表の除去

外国民間企業が、その報告結果を U. S. GAAP に調整する要求を除去することは、真に国際的な財務報告システムを継続して開発するために重要なインプリケーションをもつであろう困難で慎重な取扱いを要する問題である。

調整表の要求は、IASB により公表される IFRS を適用する企業にのみ取り除かれるという SEC にわれわれは強く同意する。(3 ページ)

これまでの主張から明らかなように、当然、外国企業にも IASB 版 IFRS のみを認めるという見解を主張している。このように FASB は、理想的な会計基準のコンバージェンスをめざしてきていたので、この SEC の提案は時期尚早とみている。そこで、以下この文書で述べられている、アメリカ企業の理想的な IFRS への移行についてみることにする。

「われわれは、現行の IFRS を直ちに採用することを推奨しない。なぜなら、アメリカの財務報告システムのさまざまな要素は、IFRS へ移行する前に変更する必要がある、このような変更は完成するのに数年要するであろう。加えて、アメリカ公開企業が IFRS へ移行する前に、IFRS のさらなる改善が必要である。」(7 ページ)

この2方向の「改善 採用」プロセスはつぎのとおりである。(7 ページ)

- ・プロセスの最初の部分は、アメリカ GAAP も IFRS も十分高品質であると考えられない分野を IASB とともに改善することである。青写真は、それぞれの改善分野において新しい共通の高品質の基準を作り出す予定表を提供するであろう。
- ・プロセスの第2の部分は、改善計画の主題ではないすべての他の分野において、FASB は適用可能な IFRS を採用する。このことは、IASB と FASB はその資源を財務報告における重要な改善を提供することに焦点をあてることを認める一方、アメリカ公開会社は、秩序だった方法でたいていの IASB の基準に移行するであろう。

そして、このアプローチを支持する理由として、つぎの4つを挙げている。(7 ページ)

- ・現行の U. S. GAAP も IFRS も両者ともいくつかの主要な領域で改善を必要とする。これらの分野において改善された基準を開発する IASB と FASB の協力的な努力は、国内外の財務諸表利用者へに便益があるであろう。
- ・このアプローチは IFRS 基準の採用が数年にわたりことになり、IFRS への突然の強制的な変更によりもたらされるであろう能力の制限を避けるあるいは最小限にする。
- ・このアプローチは、IFRS が改善あるいは採用されている間に他の経済基盤要素を改善し、収斂することを認める。
- ・改善 採用アプローチは、アメリカの資本市場参加者に2つの会計システムを取り扱う追加コストと複雑性を避ける。

このように、FASB は、U. S. GAAP と IFRS とは、まだ多くの改善すべき点があり、数年

かけて IFRS を改善し、その間にアメリカも経済基盤を整えコンバージェンスをしていくというプロセスは、ある意味では、非常に合理的なアプローチに思える。しかし、SEC はこのアプローチをとらず、現在アメリカ企業にも IFRS の選択肢を認めることを検討している。なぜこのように SEC は大きく戦略を変更したのであろうか？ この問題に関して、最後に考察することにする。

2. EU におけるコンバージェンスへの対応

EU は、EU 域内における会計基準の調和化のために努力してきた。経済的な統合をめざし、通貨もユーロに統一する（イギリスは除く）など着々と準備を進める EU にとって、会計基準の調和化（コンバージェンス）は喫緊の課題であった。周知のように EU は IAS/IFRS を採用し、すでに2005年以降 EU 域内に上場する企業およそ7,000社に IFRS を義務付けてきた。しかし、現在 U. S. GAAP 基準で作成している企業には2009年まで猶予期間がある。また、EU は IFRS をそのまま受け入れるのではなく、EU が認めた基準のみを受け入れている。いわば EU 版 IFRS の採用を義務付けているということが出来る。もちろん先にみた、アメリカの SEC の動きが急速に展開する前の時点であるが、EU は2つの文書で、これらのコンバージェンスの影響について文書を公表している。一つは会計基準のコンバージェンスに関するものであり、もう一つは会社法の簡素化に関するものである。以下この二つの文書をみていくことにしたい。

(1) 国際会計基準へのコンバージェンス

国際会計基準へのコンバージェンスに関連して、「IFRS と第三国の GAAP とのコンバージェンスに関するヨーロッパ証券委員会とヨーロッパ議会への第一報告」を公表している³⁾。EU は、EU 市場で資金調達するためには、IFRS を採用しているか、IFRS と同等であることを要求している。そこで本報告書では、当時、直接 IFRS を採用していない主要国である、カナダ、日本、アメリカ（その他の国にも言及している）の各国の規制当局によって考案されているそれぞれの作業計画に焦点をあてて、その作業の進捗度を検討することを目的としている。ここで、IFRS と「同等」とはどういうことかについて、CESR の定義、「同等性の目的のために、投資者は、IFRS あるいは第三国の GAAP に基づいた財務諸表を提供されているかどうかにかかわらず同じ意思決定ができるべきである。」（3ページ）を用いている。

現在、第三国の GAAP による第三国の発行企業は、EU の規制市場で取引されている企業数のおよそ5.8%である。多い国（上位10カ国）では、アメリカ233社、日本84社、インド70社、カナダ45社、韓国30社、中国20社、オーストラリア17社、ロシア14社、

3) 本項におけるこの EU の報告からの引用・参照はページ数のみ示すこととする。

エジプト10社、南アフリカ9社である。(4～5ページ) カナダは、最近 IFRS を採用することを表明しているため、ここでは、アメリカと日本が問題となっている。すなわち、アメリカと日本の企業が自国基準で作った財務諸表を認めるか、調整表をつけるかという問題である。そのためには、各国の会計基準の最近の状況の把握が必要であるため、はじめに各国のコンバージェンスの現状を検討している。

はじめにアメリカについて、現状において相違のある基準として、IAS27連結範囲、IFRS 3企業結合、IAS28関連企業への投資(会計方針の統一)、IAS36資産の減損、IAS38無形資産(開発費の資産計上)、IAS41農業(特定の農産物の公正価値の相違)を挙げている。2007年4月25日 SEC と CESR は作業計画を結んでいるので、2009年に向けてコンバージェンスに向けて作業は進んでいる。(6～7ページ)

次に日本について、2005年5月日本会計基準委員会(ASBJ)とIASBはコンバージェンスに向けた作業を開始した。このプロセスの中で、ASBJは、2つのGAAPにおける相違を減少させるために日本の会計基準の見直しを加速させている。

短期的計画は、2008年はじめに結論付ける。

長期的計画は、IASBとFASBの作業に連携する。業績報告(財務諸表の表示)、無形資産(研究開発費を含む)、連結の範囲(SPEを含む)、固定資産の減損、退職給付。

現在のところ補足財務諸表が要求されている3点はつぎのとおりである。(7～8ページ)

企業結合(持分プーリング法)

討議資料が2007年第4四半期に公表される。東京証券取引所による最近の分析では、2006年9月末に終わる半期の企業結合に持分プーリング法は採用されていないことを示している。

連結範囲(開示の促進とSPEの連結)

討議資料は、2007年末に公表される。

関連する他の領域

- ・IAS2 棚卸資産とLIFOの利用の問題
- ・IAS36固定資産の減損
- ・IAS38無形資産と開発費の資産計上の問題

会計方針の統一(在外子会社と関連企業)

親会社と子会社の会計方針の統一は、2008年4月以降に始まる会計期間に適用。

このように、現在、3つの点で補足財務諸表が必要な大きな相違があり、結論として、「委員会はこれらの積極的な展開に勇気づけられるが、コンバージェンス活動のペースを上げる(ある分野では加速する)ことが必要であると強調したい。作業計画で定義された目的を達成するために、日本の規制当局は、コンバージェンス活動の水準を極めて高くし、もし生じたときにはなんらかの遅れも含めて、進展の状況に関して正確で完全な情報を提供すべきである。計画が達成されることを熱望するが、その目標を達成することが、同等性決定のための重要な

基礎である。」(10ページ)と述べて、今後ますますコンバージェンスを加速することを要求している。

さらに、「EUはIFRSを利用する最も大きな司法権力であり、世界中の基準へ向けて前進することに強い関心がある。したがって、委員会は、IFRSが世界基準となるために道を作るすべてのイニシアチブを歓迎する。」(11ページ)と述べて、IFRSを世界共通の基準とするうえで、主導権をにぎっている余裕が感じられるが、さきに見たアメリカのSECの対応により状況は一変していると思われる。

(2) 会社法の簡素化

従来、EUは、会社法指令により、会計基準の調和化を図ってきた。各国の商法規定にみられるように、企業形態別に、あらゆる企業に適用できる規定をもっている。会計基準の国際的調和化をめざすうえで、上場企業だけ国際的に通用する規定を認めるという議論から、現在EUに上場する企業にEUが認めたIFRSを適用するにいたっている⁴⁾。しかしこのことは、どこまでIFRSを認めるか、が問題になる。なぜなら、連結財務諸表をIFRSで作成することは、個別財務諸表も、公表するかしないかは別として、IFRSで作成されるはずであり、個別財務諸表にもIFRSを認めるとなると、現行の税法との関係もからみ、複雑な問題になっている。しかし、少なくとも各国の会計規定(商法・会社法規定)はIFRSの規定と矛盾がないように修正される必要がある。このような大きな規定の改正は、EU企業にとってかなり負担となり、国際的な競争のためにも何らかの負担の軽減が必要であった。そこで、会社法の改正により企業の負担を軽くする方向が検討されることになる。

2007年7月10日、EUは「会社法、会計および監査の分野における企業の簡素化された企業環境に関する委員会文書」を公表し、会社法の簡素化を提案している⁵⁾。

この文書では、「管理上の負担を減らすことは、ヨーロッパ経済を押し上げるうえで重要である。特に、潜在的便益を考慮に入れると、このことは中小企業にもたらされる。」(2ページ)として、特に中小企業への簡便な取扱いを検討している。多くの関連する規定があるが、ここでは、主に会計にかかわる論点について見ていくことにする。

1 なぜヨーロッパ会社法を簡素化するか?

「共通市場を達成するための中心的要素として、会社法と会計はヨーロッパレベルで調和化された最初の立法分野であった。これらはその採用以来、基本的に変わらないままである。……過去20~30年間、ヨーロッパ企業の事業環境は、経済のグローバル化、技術の急激な発展にともない急速に変化している。……これらの発展にてらして、継続して適切性を評価するた

4) EUにおける展開について、川口 [2000]、川口 [2005]、倉田 [1998]、倉田 [2001]、佐藤 [2003] 参照。

5) 本項におけるこのEUのコミュニケーションからの引用・参照はページ数のみ示すこととする。

めに、現行の EU 指令を吟味することが必要である。」(3 ページ)

ここでは会社法指令設定当初から、かなりの年月が経ち、改正が必要であるとしている。

2 EU 会社法への一般的アプローチ

「会社法の分野において、今日の企業のますます増加する移動性は、EU レベルだけでなく、国際的レベルで生じ、たえず変動する環境に柔軟に対応する必要がある。これらの変化は、加盟国がこれらの新しい展開に迅速に反応しうる場合にのみ取り組むことができる。このような状況において、厳格で調和化されたヨーロッパのフレームワークは、ときどき、内部市場のために便益があるというよりも改革の障害と思われるかもしれない。さらに、企業の競争はまた、その活動に直接、間接に関連する管理費の水準に依存する。これらのコストのいくつかは、EU のルールからもたらされる。すべての場合にこれらのルールの便益はこれらに関連するコストを超えているか問われなければならない。」(4 ページ)

「同時に、調和化はまた、企業の競争に積極的な影響もつ。……また、法的な確実性を増す。」(4 ページ)

新たな変動に迅速に対応するため、会社法の簡素化が必要としている。

3 会計および監査の分野における中小企業のための事業を単純化する

「会計および監査の分野において、中小企業はさらに指令を簡素化することにより便益を得るであろう。

第 4 号、第 7 号および第 8 号指令により、調和化した会計および監査に要求されるものは、EU における財務報告と監査の質を著しく高めた。EU における会計および監査の質を維持し、改善するために、これらの指令をとおして遂行されてきた全体としての目標は維持されるべきである一方、これらの指令のもとで現在要求されているものは、企業、特に中小企業にとって不必要に負担が大きいと批判してきた管理作業を伴う。

しかしながら、管理上の負担をうまく削減することは、EU と各国のレベルの両者に向けられる必要がある。加盟国のレベルで、異なる目的（たとえば、税、統計、社会保障、雇用者報告）の報告を結びつけることは決定的に重要であり、それによって、異なる会計および報告システムを保持する全体としての負担を減少する。このことはまた、XBRL のような電子報告様式を用いることにより容易になるであろう。」(7 ページ)

EU が行ってきた会社法指令による調和化は自ら評価する一方、中小企業にとっては負担の重い規定であり、これを軽減すること、また、異なる目的と結びつけて報告システムを保持することが重要だとしている。しかし、IFRS との調和化を目的としているならば、情報提供に特化した会計基準と、税、統計、社会保障のような他の目的を結びつけた報告システムがどこまで可能なか問題であろう。新たな、表示ソフトである XBRL にも言及している。データベースとして報告し、利用者が、目的に応じて編集するということですべて解決できるか、検討が必要であろう。問題は会計報告の計上能力、評価の問題と密接に結びついていると思われ

る。

つぎに、「中小企業のための現在の簡素化計画は、IASBの草案、中小企業のために提案されたIFRSの公表と一致する。しかしながら、最初に分析したあとで、委員会は、中小企業会計に関する現在のIASBの作業は、ヨーロッパのSMEの生活を簡素化するのに十分な要素を提供するとは信じられない。」(8ページ)と述べていることは重要である。IASBは、中小企業のための会計基準を提案しているが、EUはこれを否定している点である。IASBとしては、世界100カ国が採用しているとしているが、これらの多くの国では現行のIFRSが適用される企業は限られているため、この中小企業のための会計基準は重要であろうが、EU諸国の中小企業にとっては、EU会社法とIFRSの調和化という新たな大きな問題を抱え込むことになった。

4 会計に関する具体的提案

この文書の(付録4)において、会計に関する具体的提案をしている。以下、4つの点についてみることにする。

マイクロ企業 (micro entities) の導入

「最も小さな有限会社について意味のある簡素化を容易にするために、委員会は、『マイクロ企業』の概念を第4号指令に導入すべきであると考え。このようなカテゴリーはすでに多くの加盟国に挿入されている。」(15ページ)

これまでの、小会社の下にマイクロ企業概念を新設し、マイクロ企業に簡便な処理を認めるとしている。表にして示すとつぎのとおりである。

| | “Micro” | “Small” | “Medium sized” |
|------|--------------|--------------|----------------|
| 売上高 | 1,000,000EUR | 8,800,000EUR | 35,000,000EUR |
| 資産合計 | 500,000EUR | 4,400,000EUR | 17,500,000EUR |
| 従業員数 | 10人 | 50人 | 250人 |

(15~16ページの数値をもとに作成)

小企業についての公表要求の軽減

「財務諸表を公表することは、小企業にとってあまり重要ではない。なぜなら、小企業の財務諸表は、企業に直接財務情報を要求する可能性をもつ限られた数の株主、金融機関、供給者により用いられているからである。したがって、小企業に公表要求を完全に免除することは、大きな消極的な影響なく、これらの企業にかなり便益をもたらすであろう。」(17ページ)

特定の外部利用者がいない企業について、免除の拡張

「広範な財務諸表の外部利用者をもたない企業にあまり要求すべきではない。委員会はリスクに基づくアプローチを採用することを提案する。つぎの中規模企業に、小企業が適用できる制度を用いることを認める。

経営者が所有者でもある企業；たとえば、取締役が主要な株主あるいはメンバーである（他のメンバーが5%以下であるという条件で）

第4号指令第1条第2パラグラフ、および第47条パラグラフ1のもとで無限責任会社に該当する。」（17ページ）

主要な株主が経営者であるとか、無限責任会社である場合には、財務諸表を公表する意味がほとんどないから、中企業であっても、小企業の規定でいいことになる。

すべての会社についての簡素化

すべての会社についてもなるべく簡便な処理を認め、連結、税効果会計、ディスクロージャーの三点について簡素化を図っている。

はじめに連結について、「第4号指令の第57条は、一定の条件のもとで、ある子会社グループについて監査済み財務諸表を提出しないオプションを用いることを加盟国に認めている。この子会社が中小規模の会社である場合に、第57条が完全に適用されることが推奨されるべきである。……重要性の乏しい子会社である場合に、連結要求あるいは、IFRS財務諸表を提供するために要求されるものを削除することは、実質上の簡素化となる。加えて、個人所有（主要な保有者のグループが自然人である）のために連結財務諸表を提供する要求は、負担の多いものであり廃止される。」（17ページ）と述べて、中小規模企業および重要性の乏しい子会社の連結除外、個人所有企業の連結財務諸表要求免除を認めている。

次に税効果会計について、「税効果会計（第4号指令第43条パラグラフ1、ナンバー11）は、一般に企業にとって負担の多いものである。繰延税金情報（貸借対照表において認識されようと、注記で提供されようと）は、しばしば、行われる意思決定のために、適切な情報とは考えられていないということが、作成者や利用者、たとえば金融機関および格付け会社により確認されてきた。もし作成者と利用者が、この情報の不適切さに同意するならば、この要求を廃止することにより中小企業の管理上の負担をかなり減少することを委員会は示唆する。」（18ページ）と述べて、中小会社に税効果会計の適用除外を認めている。

最後にディスクロージャーについて、「会計指令はかなりの数の開示要求を含んでいる。委員会はさらに要求を廃止する可能性を探求している。最初の分析は、つぎのディスクロージャーを削除することが考えられると指摘している：

構成費用の説明の開示（第34条パラグラフ2）

純利益を活動および地理上の市場ごとのカテゴリーへ分割した開示（第43条パラグラフ1、ナンバー8）」（18ページ）

このように、すべての会社についても会社法規定の簡素化をすすめ、ディスクロージャーに関しては、さらに簡素化を検討するものと思われる。

Ⅲ ドイツにおけるコンバージェンスの影響

EU の会計指令による会計基準の調和化により、EU 加盟各国は国内の会計基準を EU 会計指令に合わせて国内法を変更する必要がある。本項ではドイツを例にとり会計基準のコンバージェンスの影響をみることにしたい。

1. IFRS を国内法化する DRSC の対応

これまでの、EU における会計基準の国際的調和化の努力により、EU 加盟国であるドイツにおいてもこれらの EU 指令を国内法化することが義務付けられる。そのため、ドイツ会計基準の現代化、すなわち商法並びに税法等諸法令の改正することが必要となり、2005年5月3日にドイツ基準設定委員会 (DSR) は「会計法現代化についての DSR の提案」(BilMoG) を公表した⁶⁾。この提案は、2003年12月の会計改革法 (Bilanzrechtsreform gesetz BilReG) を根拠として行われた。これにより、以下の三点を決定する。(1ページ)

- ・2003年7月 EU の「現代化指令」に従って選択権を行使する
- ・これ以上に商法の国際的展開への適用をはかる
- ・2001年10月 EU の「公正価値指令」において行われたように、商法に公正価値概念を取り入れる。

この改革の提案によって、つぎの商法現代化の目的をはたす。(1ページ)

- ・個別財務諸表及び連結財務諸表の比較可能性を改善するために法的な選択権を削除し、会計政策の可能性を制限する
- ・徐々に、商法会計法を国際的展開に適合させる。

「この改革提案の前提条件は、企業にとって税務中立的であり、個別財務諸表と連結財務諸表の両者に同じ計上原則及び評価原則を用いることである。」(2ページ) このことは、商法上の利益計算と税法上の課税所得の計算を分離することになり、いわゆる基準性の原則の影響を取り除くという点で極めて大きな変革である。

具体的には、つぎの4つの段階に分けて商法の改正を提案している。(2ページ)

A ドイツ商法について短期的に変換可能な改革提案

税法や会社法を変更することなく、また本質的に現行の商法上の GoB の解釈を変えることなく行えるもの

B 税法と/あるいは会社法に影響を及ぼす改革

商法を租税中立的に変更することができるように特に基準性原則の修正を必要とするもの

6) この DRSC の提案 (BilMoG) からの引用・参照はページ数のみ示すこととする。

C 商法上の GoB に影響を及ぼす改革

D 改革提案のために EU 会計指令の変更が不可欠なもの

ドイツ商法に変換されるが、まずそれに先立ち、第 4 号指令と第 7 号指令、特に企業選択権の排除が必要なもの

それぞれの問題となっている各項目は多岐にわたり、実際に規定を収斂するためには、かなりの修正が必要である⁷⁾。これらの修正が必要とされる項目のうち主要な項目を挙げると、いわゆる債務性のない引当金の計上禁止、退職給付引当金の計上義務、開業準備費及び拡張費の計上禁止、のれんの評価、減損の処理、連結の範囲、持分プーリング法の禁止、自己株式・少数株主持分の表示などの項目であり、日本でも近年国際的調和化の問題をめぐり議論されてきたところである。一部、基準性の原則の廃止にもつながる提案であり、EU の会計指令の改正も提案しているなどかなり踏み込んだ提案となっている。

2. ドイツにおけるドイツ連邦法務省の対応

上記のドイツ会計基準委員会の会計法現代化の提案を受けて、ドイツ連邦法務省は「会計法を現代化するための法律の研究草案」(Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz BilMoG) を公表した⁸⁾。これは、上記の会計法現代化のために、商法、開示法、株式法などの具体的な改正を行う提案である。以下、概略をみることにする。

1 問題と目標

この提案の問題と目標について、「ドイツ企業は、現代的な貸借対照表作成基礎を必要とする。会計現代化法の目的は、それゆえ、商法会計法を頂点とすること 商法上の貸借対照表は、分配利益測定および税法上の利益計算の基礎であり続ける を放棄することなく、信頼ある商法会計法を永続的に、国際的な会計基準との関係において完全に等価であるが、コストの安い、単純な代替案をさらに開発することである。さらに、企業 可能である場合に に不必要なコストを免除することである。」(1 ページ) と述べているように、商法上の貸借対照表は、分配可能利益測定および税法上の利益計算の基礎であり続けながら、国際的展開の対応しようとするものであり、このようなことが可能であるか問題である。

2 解決策

この解決策として、「個人商人および個人企業について商法上の帳簿作成義務および財務諸表作成義務を包括的に規制緩和することにある。さらに、資本会社に簡便な処理および免除の利用を可能にするために、限界値(識閾)を高くすることである。

同時に、商法上の個別財務諸表および連結財務諸表の情報提供機能を商法の会計規定の現代

7) この DRSC の提案 (BilMoG) についての詳細は、倉田 [2008] 参照。

8) 本項においてこのドイツ連邦法務省の会計現代化法からの引用・参照はページ数のみ示すこととする。

化により強化される。会計規定は、変更指令から生じた適用要求を考慮してドイツにおける中企業に継続して適用されないIFRSに対する、完全に等価であるがコストが安く、簡便な代替案を展開する。」(1ページ)ということを挙げている。これは、大企業、中企業、小企業の限界値をあげるにより中企業以下の数を増やし、そのIFRSを適用しない中企業以下の企業に対する代替案を商法に規定することにより解決しようとしている。

この結果、商法上の個別財務諸表について次のように述べている。「……連邦政府は、特に中小企業 中間層 のために、IFRSに従った会計に対する真の代替案を示す、同じ価値で、単純でコストの安いルールが継続して維持されることを保証するような方法で、個別財務諸表に対する商法上の規定の現代化を行うことが必要である。

IFRSとの関係において、同じ価値であるが、単純で、コストの安いルールを維持することは、連邦政府の見解にしたがって、商法上の会計規定をIFRSに適度に近づけることが必要である。このことへの一つの道は、現行の商法上の計上、表示、評価規則の選択権を取り除くことである。……商法上の財務諸表の情報水準は、現行の貸借対照表原則を考慮して、IFRSの詳細さの程度を得ようと努めるのではなく、要求しうる、現実的な範囲で高められる。……商法上の財務諸表の情報水準を高めることにより、資本市場の情報を指向した会計への要求も考慮し、したがって、競争において、資本市場でのコストの安い他人資本および自己資本調達を確保するために、企業の能力を改善する。利益分配および税法上の利益計算のための基準性の基礎としての商法上の財務諸表の機能は、保証されたままである。

連邦政府は、さらに、一定の税法上も有効な限界値を超えない適当な個人商人および個人企業について、将来、商法上の記帳義務および会計義務を完全に免除する。この免除により、該当する企業は著しい負担の軽減がはかれる。さらに、資本会社は、その競争能力を強化するために、自分の選択で、その財務諸表を商法上の規定にしたがってあるいはIFRSにしたがって作成する権利を認める。後者の場合、IFRSにしたがった財務諸表の附属説明書に商法上の貸借対照表と損益計算書を記載しなければならない。……同時に、貸借対照表の資本維持の原則および基準性の原則は保証されなければならない。

……情報要求および透明性要求の高まりにより、このような負担が中小企業にとって過大でないようにする問題は新たに設定され、他の原因と平行した負担およびますます増加する国際的な複雑性の高まりに関連して、規制緩和の可能性を検討しなければならない。このことは、特に資本市場を志向していない企業に対する資本市場の情報要求が過大である場合に有効である。」(61~62ページ)ここでは、商法の現代化をはかる上で、商法の会計規定をIFRSに近づけるために、現在商法において認められている選択権を削除するが、税務会計の利益計算の基礎としての商法の役割は維持し、資本会社は財務諸表の作成を商法に従うか、IFRSに従うか選択できることを骨子としている。

つぎに、連結財務諸表について、「連邦政府の見解にしたがって、商法上の連結財務諸表も

IFRS にしたがった連結財務諸表と比較して単純でコストの安い代替案として、特に、連結会計の義務はあるが、資本市場を志向しない企業に維持されなければならない。それゆえ、連結財務諸表についての商法上の規定の現代化の目的は、穏健な現代化によってIFRS にしたがった連結財務諸表との比較可能性を改善することが優先される。この目的のために、現存の選択権は削除される。これにより、商法上の連結会計の単純化が行われる。

商法上の連結財務諸表の機能が、財務諸表利用者に財産、財務および収益状況の実際との関係に一致して写像を提供することのみあるとしても、コスト 便益関係を考慮することは、情報水準 商法上の財務諸表の場合と同様に 現実的で過大でない範囲においてのみ高められることが必然的になされなければならない。それにもかかわらず、資本市場の情報を指向した会計への要請はかなりの範囲で考慮され、したがって、競争において資本市場におけるコストの安い他人資本調達および自己資本調達を確保する企業の能力を改善する。」(63ページ) と述べて、資本市場を志向しない企業のために、商法上の連結財務諸表は必要であり、現存の選択権の削除により単純化するという方向を指向している。

3. 具体的影響——シルトバツ八教授の所説によって——

シルトバツ八教授 (Schildbach, Thomas) は、2007年9月に立教大学招聘研究員として来日され、9月28日に立教大学で経済学部創立100周年記念講演の一環として「EU 財務報告の現状」を報告されている。本講演は、“Financial Reporting in Europe and Germany Recent Developments.”として本号に英文で掲載されている。本項では、シルトバツ八教授が指摘した問題点を概説することとしたい⁹⁾。

1 ヨーロッパにおける国際会計基準の承認——一貫性の問題 (第4節)

EU加盟国は、特徴の異なる国内規制団体(私的、公的、両者の混合)をもっている。……一貫した規制を確実にするために、ヨーロッパ証券監督者委員会(CESR)は、基準を設定するために設立された。ヨーロッパ規制者調整会議(EECS)は、規制の意思決定を議論することを認めた。しかし、両機関は、異なる文化をもつ異なる機関により行われる意思決定を調和化するのに成功しないであろう。さらに、IFRSがヨーロッパ法に変換されるやいなや、ヨーロッパ裁判所により解釈されるであろう。……他の諸国における執行機関はさらにIFRSの解釈を生み出すであろう。結局、われわれは、調和化を見出すかわりに、多様な異なる解釈に直面する危険にさらされている。調整の規制なくしては、世界中の調和のかわりに混沌に導くであろう。

2 中小企業のための国際会計基準 (第5節)

IASBは、2007年2月、「中小企業のための国際財務報告基準」(IFRS for SME'S)を公表

9) 本項においてこのシルトバツ八教授の論文からの引用・参照は節数のみ示すこととする。なお、本項は記念講演会のレジメを参考にしているため、本号に掲載されている論文とは若干異なる。

した。一部は賛成しているが、ドイツにおける中小企業の反応は否定的である。その論点として次の点をあげている。

- ・ 中小企業により報告すべき市場はない。問題は私的情報により解決できる。
- ・ 情報提供のみ 中小企業にとって関連性が薄い に役立つように計画されている IFRS 会計は、中小企業の緊急の課題を遂行するために不可能である。したがって財務報告は、契約、税、経営管理目的のための会計システムによって補足されなければならない。ドイツにおける伝統である複数目的の財務諸表と比較して、いくつもの単一目的会計システムを集めることは、中小企業にとってコストがかかる。
- ・ さらに、ドイツにおける中小企業は、実際、国際会計基準を導入し、ダイナミックで基本的な変動にもかかわらず最新の情報を取り入れることは非常にコストがかかることを知っている。
- ・ 逆のことが、IASB により主張されたとしても、中小企業のための IFRS は、完全版 IFRS の多数の義務規定の後退にもとづいている。なぜなら、多くの論点は中小企業のための IFRS では取り扱われず、重要な会計政策のオプションは、完全版 IFRS を参照する場合にのみ用いることができる。

つぎに、ドイツにおける合名会社と合資会社の問題を取り上げている。その主要な論点は次のとおりである。

- ・ ドイツにおける合名会社と合資会社のパートナーは、パートナーを去るおよびパートナーによりその投資の全額を支払う法的権利をもっている（民法第738条）。保証条件は、契約により異なるが、オプションそれ自体ではない。
- ・ IAS32の16項および18項に従えば、このオプションは、現金を引き渡す契約上の義務と強制的な買い戻しのための請求権とみなされる。この規定に従えば、合名会社あるいは合資会社のドイツのパートナーの資本勘定は負債とみなされるべきである。
- ・ さらに、これらの負債は期間的な差異は損益に算入される公正価値で評価されなければならない。
- ・ 企業の繁栄は負債を増額し、損失となり、経営の失敗は負債を減額し利得となる。
- ・ 同様の問題は共同組合および有限会社にもある。
- ・ この問題は契約により回避することができるが、高額なコンサルティング費用が必要である。
- ・ この規制をかなり修正することなく、ドイツにおけるパートナーシップにとって、またドイツ経済全体にとって IFRS を受け入れることはできない。

3 期待される財務諸表現代化法（第7節）

- ・ EU の新しい調和化戦略に従って承認された国際会計基準は、部分的に EU 会計指令と矛盾する（公正価値、引当金の理解、財務業績報告）。

先にみたように、各国の会社法（商法）を IFRS に適用させるため、ドイツは「会計法現代化法」により、つぎの点を改革した。

EU 会計指令を変換するギャップを満たす

国際会計基準と商法の相違を減少させる

ドイツ GAAP 会計のグローバルな信用を増大させる

中小企業のための国際会計基準に対して、魅力的で負担の少ない代替案を作り出す

商法上の財務諸表と税法上の財務諸表の一致を維持する

この結果、具体的につぎの点が改正される。

- ・繰延費用および認められる引当金に関する自由選択権の排除
- ・直接的なものばかりでなく、新しい強制的な年金補助金としてのすべての明確な便益義務に対する引当金
- ・強制規定としての取得のれんの資産化
- ・引当金の評価の変更（現在価値の技術および おそらく 給料や価格の将来の変動の考慮）
- ・(いくつかの) 金融商品に対する公正価値の導入
- ・異常な減価についてのいくつかのオプションの削除（a）流動資産の将来価値の低下， b）合理的な経営判断に従った減価償却）
- ・もはや存在しない減損損失を取り消すための一般的な要求

このように、シルトパッハ教授は、第一に、IFRS を EU 各国に導入することにより、各国および EU の各機関がそれぞれ解釈することによりむしろ混沌とした状況になることを危惧し、規制の調整が必要であることを指摘し、第二に中小企業の会計問題について、コストの面および合名会社、合資会社の規制の違いの面から問題視し、最後に商法改正の方向および具体的な改正点について述べている。このように、EU が上場企業に IFRS を強制したことにより、ドイツにおいて大きな影響があることがわかる。

IV おわりに

アメリカは、FASB が、IASB とコンバージェンスの協議を重ね、数年かけて会計基準のコンバージェンスをしていくと思われたが、2007年11月15日に外国民間企業に IASB 版 IFRS を認めたのに続き、アメリカ企業にも IFRS を認める検討を急ピッチですすすめている。会計基準のコンバージェンスをめぐる動向は極めて政治的主導権争いの色彩の強いものとなっている。

一つは、アメリカ経済の衰退の問題がある。エンロン事件以降、アメリカの詳細なルールに対する批判が強まり、原則主義のルール作りへの移行、および現在のサブプライムローンの問題によるアメリカ経済の失墜により外国企業の上場が少なくなっていく点を憂慮していると思われる。EU は好調な経済を背景に、ますます IASB への関与をすすめてきていることが、ア

アメリカのこのような行動の大きな理由であると思われる。

さらに、EUはEU版IFRSを認めていることに対する牽制も挙げられる。このようなことが広がると、さまざまな版IFRSができることになり、真の会計基準のコンバージェンスにはならない。したがって、IASB版IFRSしか認めないことにより、IASBに対する主導権を握る必要があったと思われる。

このことにより、EUは大きな問題を抱えたことになる。EUは、主権として、他の機関(国)が決めたことをそのまま受け入れることはできないと思われ、たとえ形式的であったとしても、承認プロセスは必要であると思われる。EUは、また新たな対応を迫られることになる。

つぎに、各国の基準設定主体の問題を検討する。各国は、IFRSをそのまま受け入れるとすると、基準設定主体はいらなくなるのであろうか？たとえば、アメリカは、もし、IFRSをそのまま受け入れるようになると、FASBは基準設定主体ではなくなるのかという問題が生じる。アメリカは連結基準のみを作成しているので、基準設定主体というよりは、IASBに代表を送り、IFRSをアメリカに普及させるというリエゾンの役割となるであろう。しかし、日本やヨーロッパの諸国は、中小企業あるいは個別財務諸表も含めた包括的な会計基準をもっているため、ある程度基準設定主体としての役割は残るであろう。

最後に中小企業向けの会計基準の問題がある。IASBはその定款にも定めているように、中小企業向けの会計基準の設定を進めている。これは、現在100カ国がIFRSを採用しているといわれているが、実際にIFRSを採用している企業が少ない国、主要な証券市場をもたず、ほとんど大企業がない国向けの基準であると思われる。しかし、主要国の中小企業に適合するのかが問題である。多くの国の中小企業の個別財務諸表は、租税目的と結びついているため、情報提供目的のIFRSを受け入れられるか大きな問題である。さきにもみたように、EUはすでに反対を表明し、会社法の簡素化を進めているところである。

このように、IFRSに向かって収斂していくことは確実であるが、政治的問題として紆余曲折があるであろう。

参考文献

アメリカの参考文献

- MoU; A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP 2006 2008. Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB. 27 February 2006. Proposed Release; 17 CFR Parts 210, 230, 239, and 249 [RELEASE NOS. 33 8818; 34 55998; INTERNATIONAL SERIES RELEASE No. 1302; File No. S7 13-07] RIN 3235 AJ90
- Concept Release; 17 CFR Parts 210, 228, 229, 230, 239, 240 and 249 [RELEASE NOS. 33

8831 ; 34 56217 ; IC 27924 ; File No. S7 20 07] RIN 3235 AJ93

FASB/FAF response to SEC releases, File No. S7 20 07, Nov. 7, 2007

主要な EU 会計指令とコミュニケーション (2001年以降年代順)

DIRECTIVE 2001/65/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 September 2001 amending Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards the Valuation rules for the annual and consolidated accounts of certain types of companies as well as of banks and other financial institutions. 27. 10. 2001.

REGULATION (EC) No1606/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 July 2002 on the application of international accounting standards. 11. 9. 2002.

DIRECTIVE 2003/51/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2003 amending Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards the Valuation rules for the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings (Text with EEA relevance). 17. 7. 2003.

Commission Regulation (EC) 1725/2003 of 29. 9. 2003 adoption of certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) 1606/2002 (Text with EEA relevance). 13. 10. 2003.

Commission Regulation (EC) 707/2004 of 6 April 2004 amending Regulation (EC) No1725/2003 adopting international accounting standards in accordance with Regulation (EC) 1606/2002 of the European Parliament and of the Council. 17. 4. 2004.

DIRECTIVE 2006/46/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 June 2006 amending Council Directives 78/660/EEC on the annual accounting of certain types of companies, 83/349/EEC on consolidated accounts, 86/63/5/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of banks and other financial institutions and 91/674/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of insurance undertakings (Text with EEA relevance). 16. 8. 2006.

First Report to the European Securities Committee and to the European Parliament on convergence between International Financial Reporting Standards (IFRS) and third country national Generally Accepted Accounting Principles (GAAPs),

COM (2007) 405, 6. 7. 2007.

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION on a simplified business environment for companies in the areas of company law, accounting and auditing. COM (2007) 394, 10. 7. 2007

主要なドイツ会計法・提案・論文 (1998年以降年代順)

Beschlussempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses zu dem Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich. (KonTraG), BT Drucks. 13/10038 vom 4. 3. 1998.

Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen. (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz KapAEG) vom 20. 4. 1998.

Gesetzes zur weiteren Reform des Aktien und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizität. (Transparenz- und Publizitätsgesetz) 19. Juli 2002.

Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes. 25. Februar 2003.

Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlußprüfung. (Bilanzrechtsreformgesetz-BilReG) 4. Dezember 2004.

Gesetz zur Kontrolle von Unternehmensabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz-BilKoG) 15. Dezember 2004.

Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz. 03. 05. 2005.

Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz-BilMoG)

Schildbach, Thomas ; Financial Reporting in Europe and Germany-Recent Developments. 『立教経済学研究』 第61巻 4号 (本号), 2008年 3月。

日本語文献

稲見亨著 『ドイツ会計国際化論』 森山書店, 2004年。

川口八洲男著 『会計指令法の競争戦略』 森山書店, 2000年。

川口八洲男著 『会計制度の統合戦略』 森山書店, 2005年。

倉田幸路稿 「EUを意識した会計基準の国際的調和化に対するドイツの対応」 『会計』 第153巻 第1号, 1998年 1月。

倉田幸路稿 「会計基準の国際的調和化の動向と EU の会計戦略」 『立教経済学研究』 第54巻第

4号, 2001年3月。

倉田幸路稿「ドイツ企業のIFRSへの対応」佐藤信彦編著『国際会計基準制度化論(第2版)』
白桃書房, 2008年。

佐藤誠二稿「EUにおける会計国際化の新たな展開」『会計』第163巻第1号, 2003年1月。

山田辰巳稿「IFRSに収斂しつつある国際情勢と日本の会計基準」国際会計研究学会第24回研究大会記念講演会, 当日配布資料。